



JAB



検査機関 認定証

認定番号 RIB00100

機 関 名 称 : ビューローベリタスジャパン株式会社
産業事業本部

所 在 地 : 神奈川県横浜市中区日本大通 7 番地
日本大通 7 ビル 8 階

貴機関は本協会の下記の基準に適合していることが認められましたので、ここに検査機関として認定します。

適 用 基 準 : JIS Q 17020:2012 (ISO/IEC 17020:2012)

検査機関のタイプ : タイプ A 検査機関

認 定 範 囲 : 附属書による

事 業 所 : 附属書による

有 効 期 限 : 2021 年 12 月 31 日

第 4 回改定日 2019 年 8 月 29 日

第 1 回更新日 2017 年 12 月 21 日

初回認定日 2013 年 12 月 24 日

公益財団法人

日本適合性認定協会

理事長

飯 塚 悦 功

認定証 附属書

(1/2 頁)

認定番号 RIB00100



JAB



機 関 名 称： **ビューローベリタスジャパン株式会社
産業事業本部**

事業所情報

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 事業所名称 | ビューローベリタスジャパン株式会社 産業事業本部 |
| 所在地 | 〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通7番地日本大通7ビル8階 |

認定範囲

| 認定範囲分類コード (分野コードF) | 分野 |
|-----------------------|------|
| F50.10.10 | 圧力容器 |
| F50.10.20 | 産業機械 |

| 認定範囲分類コード (検査種類コードT) | 検査のタイプ及び範囲 | 検査方法／手順 |
|--|--|---|
| T1.30 外観・目視検査 T1.40 機能検査 T1.50 性能検査 T1.60 非破壊検査 | 1- 検査される品目 2- 検査のタイプ 3- その他検査を特定する必要な事項 1.検査される品目 (F50.10.10 圧力容器) 圧力容器、タンク、熱交換器、ボイラー、配管 (パイプ、油井管)、圧力容器材料、継ぎ手(エ ルボ、ティー、フランジ) 及びその他圧力容器 に関わる機器 (F50.10.20 産業機械) 回転機器(ポンプ、コンプレッサー、タービン、 発電機)、バルブ(手動弁、自動弁、安全弁)、 電気機器(モーター、変圧器、ケーブル)、計 装機器(変換器、圧力計、温度計) 及びその他 の産業機械類 2.検査のタイプ 2.1 製品製造プロセス検査 (In-process Inspection) 2.2 製造後製品検査 (Product Inspection) 3.その他検査を特定する必要な事項 製品認証、輸送システムの検査は対象外とす る。 | 「検査方法／手順」に関する参考 情報を追記 GM SI 101－ Performance of Shop Inspections 備考) 検査の範囲、方法、手順は 検査オーダー毎に決められる。 |
| T2.10 開発プロセス検 査 T2.20 製造プロセス検 査 T2.40 機能検査 T2.50 性能検査 | | |

認定証 附属書

(2/2 頁)

認定番号 RIB00100



JAB



機 関 名 称 : **ビューローベリタスジャパン株式会社
産業事業本部**

事業所情報

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 事業所名称 | ビューローベリタスジャパン株式会社 産業事業本部 産業事業部 |
| 所在地 | 〒650-0033 兵庫県神戸市中央区江戸町 93 番地 栄光ビル 6 階 |

| 認定範囲 認定範囲分類コード (分野コード F) | 分野 |
|--------------------------------|------|
| F50.10.10 | 圧力容器 |
| F50.10.20 | 産業機械 |

| 認定範囲分類コード (検査種類コード T) | 検査のタイプ及び範囲 | 検査方法／手順 |
|--|--|---|
| T1.30 外観・目視検査 T1.40 機能検査 T1.50 性能検査 T1.60 非破壊検査 | <ol style="list-style-type: none"> 1- 検査される品目 2- 検査のタイプ 3- その他検査を特定する必要な事項 | <p>「検査方法／手順」に関する参考情報を追記</p> |
| T2.10 開発プロセス検査 T2.20 製造プロセス検査 T2.40 機能検査 T2.50 性能検査 | <ol style="list-style-type: none"> 1.検査される品目 <ul style="list-style-type: none"> F50.10.10 圧力容器 圧力容器、タンク、熱交換器、ボイラー、配管（パイプ、油井管）、圧力容器材料、継ぎ手（エルボ、ティー、フランジ）及びその他圧力容器に関わる機器 F50.10.20 産業機械 回転機器（ポンプ、コンプレッサー、タービン、発電機）、バルブ（手動弁、自動弁、安全弁）、電気機器（モーター、変圧器、ケーブル）、計装機器（変換器、圧力計、温度計）及びその他の産業機械類 2.検査のタイプ <ul style="list-style-type: none"> 2.1 製品製造プロセス検査 (In-process Inspection) 2.2 製造後製品検査 (Product Inspection) 3.その他検査を特定する必要な事項 <ul style="list-style-type: none"> 製品認証、輸送システムの検査は対象外とする。 | <p>GM SI 101－ Performance of Shop Inspections</p> <p>備考) 検査の範囲、方法、手順は検査オーダー毎に決められる。</p> |

公益財団法人

日本適合性認定協会

管理番号 : RIB00100-20190829